

平成 29 年度 神奈川県高等学校軽音楽連盟

定 期 顧 問 総 会

日 時 平成 29 年 5 月 17 日 (水) 17:00～

場 所 相模女子大学 3 号館 314 教室

報告事項

1. 平成 28 年度決算

議 題

1. 平成 29 年度役員について
2. 平成 29 年度予算案
3. その他

平成28年度 神奈川県高等学校軽音楽連盟決算

1. 収入の部

項目	予算額	決算額	差額	備考
前年度繰越金	594,194	594,194	0	
加盟金	900,000	910,000	10,000	10,000円×91校
軽音楽コンテスト参加費	1,000,000	1,100,000	100,000	5,000円×220組
軽音楽コンクール参加費	300,000	283,400	△ 16,600	2,000円×123組, 2,200円×17組
雑収入	106	10	△ 96	預金利息等
計	2,794,300	2,887,604	93,304	

2. 支出の部

項	目	節	予算額	決算額	差額	備考
運営費	事務局経費	備品費	100,000	0	100,000	
		消耗品費	10,000	8,517	1,483	プリンタインク、封筒、名刺
		事務連絡費	3,000	174	2,826	郵送費等
		情報公開費	35,000	30,456	4,544	公式webサーバー利用料
	事務局経費計		148,000	39,147	108,853	
	総務費	派遣費	150,000	84,800	65,200	会場下見、全国高文連大会の交通費補助
		諸経費	3,000	1,350	1,650	各種手数料
	総務費計		153,000	86,150	66,850	
	運営費計		301,000	125,297	175,703	
	活動費	大会開催費	コンテスト	1,800,000	1,602,704	197,296
全国コンテスト			70,000	50,000	20,000	全国大会分担金
コンクール			600,000	528,395	71,605	音響費、会場費、審査員費、郵送費
大会開催費計		2,470,000	2,181,099	288,901		
活動費計		2,470,000	2,181,099	288,901		
予備費		23,300	0	23,300		
総計		2,794,300	2,306,396	487,904		

3. 来年度繰越金

収入総額 2,887,604 支出総額 2,306,396 来年度繰越金 581,208

上記のとおり会計報告します。

平成29年3月8日

神奈川県高等学校軽音楽連盟

会長 赤羽 三枝

会計 加藤 慧



神奈川県高等学校軽音楽連盟

平成 28 年度 会計監査報告書

平成 28 年度神奈川県高等学校軽音楽連盟の会計執行状況を監査した結果、次のとおりであったので報告します。

帳票類、関係書類ならびに出納経理は適正に行われていた。

平成 29 年 3 月 8 日

会計監査 今田 典男



会計監査 田岡 令子



平成29年度 神奈川県高等学校軽音楽連盟役員（案）

会 長	井 坂 秀 一	県立柏陽高等学校
委 員 長	齋 藤 紀 雄	私立相模女子大学高等部
副 委 員 長	三 木 芳 裕	県立弥栄高等学校
	八 木 亨	県立向の岡工業高等学校(全)
事 務 局 長	橘 秀 樹	県立弥栄高等学校
副 事 務 局 長	加 藤 慧	県立希望ヶ丘高等学校(全)
常 任 委 員	富 永 淳	県立港北高等学校
	北 村 尚 司	私立青山学院横浜英和高等学校
	小 松 久 子	県立厚木高等学校
	堀 籠 琢 良	県立市ヶ尾高等学校
	佐 藤 宏拓穰	私立柏木学園高等学校
	前 角 陽 子	県立伊勢原高等学校(全)
	山 本 文 彦	県立霧が丘高等学校
	古谷野 尋	県立希望ヶ丘高等学校(全)
	遠 藤 一 夫	私立白鵬女子高等学校
	三 宅 勇 輝	県立川崎工科高等学校
会 計	木 下 晃 介	県立瀬谷西高等学校
	垣 内 達 行	県立相模原総合高等学校
監 事	田 岡 令 子	私立日本女子大学附属高等学校
	今 田 典 男	私立相模女子大学高等部
相 談 役	赤 羽 三 枝	前会長

平成29年度 神奈川県高等学校軽音楽連盟予算（案）

1. 収入の部

項目	予算額	昨年度決算額	差額	備考
前年度繰越金	581,208	594,194	△ 12,986	
加盟金	950,000	910,000	40,000	10,000円×95校
軽音楽コンテスト参加費	1,200,000	1,100,000	100,000	5,000円×240組
軽音楽コンクール参加費	300,000	283,400	16,600	2,000円×150組
雑収入	12	10	2	預金利息等
計	3,031,220	2,887,604	143,616	

2. 支出の部

項	目	節	予算額	昨年度決算額	差額	備考
運営費	事務局経費	備品費	100,000	0	100,000	事務局PC周辺環境等
		消耗品費	20,000	8,517	11,483	プリンタインク等
		事務連絡費	3,000	174	2,826	郵送費等
		情報公開費	35,000	30,456	4,544	公式webサーバー利用料等
	事務局経費計		158,000	39,147	118,853	
	総務費	派遣費	200,000	84,800	115,200	会場下見、全国高文連大会の交通費補助等
		諸経費	3,000	1,350	1,650	各種手数料
	総務費計		203,000	86,150	116,850	
運営費計			361,000	125,297	235,703	
活動費	大会開催費	コンテスト	1,800,000	1,602,704	197,296	音響費、会場費、審査員費、郵送費、文具等
		全国コンテスト	50,000	50,000	0	全国大会分担金
		コンクール	700,000	528,395	171,605	音響費、会場費、審査員費、郵送費等
	大会開催費計		2,550,000	2,181,099	368,901	
活動費計			2,550,000	2,181,099	368,901	
予備費			120,220	0	120,220	
総計			3,031,220	2,306,396	724,824	

平成29年4月1日

神奈川県高等学校軽音楽連盟会長 井坂 秀一

会計 木下 晃介

垣内 達行

神奈川県高等学校軽音楽連盟規約

第1章 名称及び事務局

第1条 本連盟は神奈川県高等学校軽音楽連盟と称する。

第2条 本連盟の事務局は会長・委員長・事務局長いずれかの在任校に置く。

第2章 目的

第3条 本連盟は県内高等学校における軽音楽関係部活動の相互交流の促進と、健全なる部活動の発達を図ることを目的とする。

第3章 事業

第4条 本連盟は前条の目的を達成するために、次の事業を行う

- 1 講習会・研修会等の実施
- 2 県レベルのコンクール・発表会の実施
- 3 他県の関係団体との連絡と提携
- 4 神奈川県高等学校文化連盟の主催する行事への参加
- 5 その他本連盟の目的達成に必要な事項

第4章 組織

第5条 本連盟は神奈川県所在の高等学校（以下「加盟校」という。）をもって組織する。

第5章 役員

第6条 本連盟に次の役員を置く。

会長	1名		
委員長	1名	副委員長	1名
事務局長	1名	副事務局長	1名
会計	2名	監事	若干名
常任委員	10名程度	相談役	必要に応じて

第7条 会長は、神奈川県高等学校文化連盟軽音楽専門部会長が兼任する。
会長は本連盟を代表する。

第8条 委員長・副委員長・事務局長・副事務局長・会計・常任委員は役員会で選出し、会長が委嘱する。

- (1) 委員長は本連盟を代表し会務を総理する。
- (2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは会務を代行する。
- (3) 事務局長は本連盟の会務を統括する。
- (4) 副事務局長は、事務局長を補佐するとともに、文書管理の主任となる。
- (5) 会計は、本連盟の会計事務を行う。
- (6) 常任委員は、役員会に出席し、本連盟の企画・運営・庶務等を行う。

第9条 監事は加盟校の部顧問より選出し、事業及び会計を監査する。

第10条 相談役は役員会の推薦により会長が委嘱する。相談役は本会の運営に関与し、会長の諮問に応じる。

第11条 役員任期は1年間とする。但し再任を妨げない。補充された役員任期は前任者の残存期間とする。

第6章 会 議

第12条 本連盟に次の会議を置く。

- (1) 顧問総会
- (2) 役員会

第13条 顧問総会は年1回の定期総会とその他臨時総会として、会長はこれを招集する。

定期総会は次の事項について審議決定する。

- (1) 予算及び決算
- (2) 事業計画
- (3) 役員委嘱
- (4) 本連盟及び本連盟が主催する行事等の運営の基本方針
- (5) 連盟規約に関する事項
- (6) その他重要事項

第14条 役員会は必要に応じて委員長が召集し、顧問総会により委託された事項を審議し実施する。

第15条 各会議は加盟校の2分の1以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。

第7章 会 計

第16条 本連盟の会計は次のとおり定める。

- (1) 本連盟の経費は、加盟校の納入する年間登録費、本連盟主催行事への参加料、及びその他の収入を持って充てる。
- (2) 本連盟の収支予算は、役員会・顧問総会により定め、収支決算は会計年度終了後、監査を受け、本連盟の承認を受ける。
- (3) 本連盟の会計年度は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。
- (4) 予算の執行に関する手続きは別に定める

第8章 補 則

第17条 本規約の改正には顧問総会の議決を必要とする。

第18条 本連盟の運営に必要な細則は役員会が別に定める。

付 則 本規約は平成13年1月17日から施行する。

平成14年5月22日一部改訂。

平成22年5月19日一部改訂。

平成29年5月17日一部改訂。